

# 時事新報

第千三百二十四號  
明治十九年七月廿二日 水曜日  
（癸未）  
西曆一千八百八十六年

## 時事新報

政府は相場所を以て有利益のものをありと認めて今

の會所の組織を一新せんと望み其一新の方法細目に至りては、當局の理議を請はんとする旨を論ぜざるが、今今に至りては、海外諸國の相場所を見るに規模大にして、取引活かに其相場所係る物類の直段を國中平均平均として、國の利益を爲すものゝ如し、因て今其組織の大要を記さん、例へば米商會、ユーロップ府、相場所にて、所謂仲買人連中が、商賣上の私に相場會所と設け、會所の格式には、制限ありて互に相買するを得ず、幾干は仲買人中不時の變にて若し欠ければ何人にて其格式を實に受けて之を補ふとを得るの法なれば、仲買人が相場所の株式を所有するは、他も一種の身元金と出し置くるに似たり、即ち此相場所は、商人申合せの私立會社として、特別に政府に納税するの類は、しきりなく納税せざるが、故に相場師の勝手次第にて、買買必ず會所所於てするを要せず、唯其相場所の組織を維持するが爲め、相當の手續料を拂ふて相場所中に賣買するを便とし、任意に來て此處に賣買するまで、よして政府は相場所として、尋常市場の看を爲し、其自由の運動に任じて、傍より之れを干渉せざるものゝ如し、然るに今我國の相場所、其趣や、異にして、例へば米商會所にては、政府の規則に準據して、賣買の手續料の二を納税せざる可らず、此納税の外に、會所は千分の一、仲買は千分の二の手續料を取るが、故に米商人は、幾合千分の四半、即ち千圓の賣買高、四圓五十錢と拂ふ可らず、千圓の賣買高、四圓五十錢の納税手續料と、は、幾少に數に似たり、今日實際に於て、米商人は、一圓の現金を保證として、賣買を行ふの通法、從ひ現金百圓とて、千圓の賣買を爲すの割合、あれば、彼の納税手續料の四圓五十錢は、千圓の賣買するの四圓五十錢に非ず、其賣買の金、額中に、負擔する數、よして、米商人の身に取、りては、元金、四分五厘の臨時費、決して、幾少からざるが、故に、凡俗の身、心、購もすれば、服税と謀り、政府にては、内々、密々に之を、探偵して、連累を、拘引し、帳簿と點檢する等、其手續、容易ならず、當局人の、不面目は、申す、進も、か、不面目者を生ずるが、爲め、米商會所は、一種の、妖雲中に、埋没し、世間の人は、之を、望見して、妖怪屋敷の、觀と爲すもの、なき、非ず、畢竟、我國の、相場師が、思慮、淺薄にして、商賣上の、利益、を、忘れ、職、を、商賣社會に、暴露するの、罪、あり、とは、申し、ながら、一方より、觀察すれば、今の、相場所、規則も、亦、頗る、多量にして、商賣自然の、運行に、相伴ふを得ざるの、意味、あり、し、とも、申し、難、き、處に、於て、我、相場所、一新の方法、如何と、云ふ、は、細目の、事、を、始、り、置、き、大、体、の、處に、於て、は、先づ、西洋、の、相場所、を、模、倣、し、官、手、を、以て、檢、査、所、より、収、税、と、する、等、の、規定、を、廢、止、然、れ、これ、を、民間、賣、買、人の、手に、任、任、して、國の、治安、上に、害、なき、限り、は、其、自然の、成、行、を、任、任、する、可、く、却て、大に、得、策、よ、非、ず、や、と、我、輩の、竊、み、心、に、發明、する、所、あり、

右に如く論述すれば、人或は説を爲して、相場所の課税を廢し、政府の干渉を絶ちて之を民間商人の私任するは、其事不可なるは、非ざれども、今日の實際に於て、相場所は一層の税源なり、明治十九年度、豫算表には、米商會所税金三十一萬二千三百一十一圓、株式取引所税金七萬三千二百九十圓とあり、合計殆んど四十萬圓に達せんとする、或入れば、政府も、容易、此、税源を、絶つ、の、難、き、を、感、ずる、ならん、か、云、ふ、もの、も、ある、可、し、と、雖、も、此、四十萬圓、足らずの、税金、を、収入、する、が、爲め、相場師、中、に、脱、税、と、謀る、もの、あり、謀る、もの、は、甚、き、は、之、を、發、覺、し、拘、引、せ、處、刑、する、もの、か、かる、可、らず、其、本、を、奪、ぬ、れ、私、の、困、窮、より、起、り、する、煩、雜、よ、して、之、が、爲め、幾、多、の、費用、と、心、勞、と、を、要、する、や、知る、可、らず、理財、學者の、最も、忌、む、所、あり、蓋し、當初、相場所に、課、税、した、る、の、時、の、當、路、の、人、の、眼、より、見、て、空、相場、な、ど、と、て、實、物、と、取引、せ、ず、して、虚、聲、の、間、に、賤、賤、する、其、有、様、は、何、と、かく、薄、氣、味、惡、し、じ、る、の、か、り、と、一、種、の、禁、止、税、同、様、に、見、做、した、る、ならん、か、な、れ、ども、文明、の、商、賣、世界、にて、は、實、物、と、取引、せ、ず、して、簡單、に、商、用、を、達、する、を、貴、び、現、に、英國、等、にて、は、商品、と、倉、庫、會、社、に、預、け、其、預、り、手、形、と、使、用、して、幾、千、萬、圓、の、取引、する、を、常、と、す、實、物、を、取引、せ、ざる、もの、の、必、ず、しも、空、相場、も、あ、ら、ず、却て、商、賣の、品、格、の、高、尙、ある、もの、の、必、ず、しも、我が、日本、國の、相場、所に、於、て、も、さ、す、其、旨、を、獎勵、して、實、物、の、有、無、を、問、はず、其、受、渡、し、の、現在、未、來、を、論、ぜ、す、一切の、取引、を、自由、自在、に、放、任、せ、ん、と、我、輩の、冀、望、する、所、なり、斯、の、如、く、する、と、さ、り、相場、所の、便利、と、連、する、のみ、ならず、其、實、買の、區域、を、廣、く、して、物、價、變動の、機、を、顯、微、から、し、め、都、鄙の、相場、を、平均、して、殖、産、商、賣の、社會に、不時の、僥、倖、も、稀、か、れば、意外の、災、難、も、亦、少、く、以、て、人、々、を、し、く、正、當の、營業、を、安、ん、ず、る、と、得、せ、し、む、る、の、効、力、は、間、接、に、して、更、大、なる、もの、と、云、ふ、可、し、左、れば、政府に、於、て、も、全國の、利害、を、著、眼、すれば、四十萬圓の、税金、を、以、て、其、眼、光、を、遮、る、に、足、ら、ず、現、況、に、於、て、は、探、偵、等、の、勞、費、と、差、引、すれば、餘、る、所、少、なき、に、於、て、を、や、變、む、を、も、なき、數、なり、蓋し、相場、所の、一新、は、我、輩の、會、て、發、言、し、る、所、に、して、其、實施、の日、は、幾、々の、法案、も、ある、可、けれ、ども、廢、税の、事、も、亦、其、法案、中、の、一、箇、條、たらん、と、特、に、冀、望、に、堪、へ、ざる、か、

### 官報

●虎列刺  
流行地 月日 新患者 新死亡  
神奈川縣 濱田區 七月十九日 百十八人 五十一人  
大坂府 同 同 百七十八人 九十六人  
但馬國 西條郡 新患百人 新死亡七十七人  
岡山縣 同 同 三十四人 二十九人  
廣島縣 同 同 三十七人 二十七人  
愛媛縣 同 同 三十七人 十五人  
合計 新患者三百九十九人 新死亡二百八十八人  
●流行地外虎列刺 群馬縣 一昨十九日 新患死亡一人  
埼玉縣 去る十七日 十八日 新患二人 愛知縣 去る十六日  
十七日 新患六人 同死亡四人 長野縣 去る十七日 新患一人  
新患死亡三人 石川縣 去る十五日 新患五人 同死亡二人  
佐賀縣 去る十七日 十八日 新患六人 熊本縣 去る十七日  
九日 新患三人 鳥取縣 去る十七日 十九日 新患

七人、同死三人、青森縣去る九日新患二人同死七人  
○告示第六號  
左ノ箇所ニ檢疫所ヲ置キ虎列刺病流行地方ヲ發シ又ハ  
同地方ヲ經過シテ東京ニ入洋スル船舶ヲ檢査セシム  
一品川沖ニノ臺場 一上總澤 一金杉沖  
明治十九年七月二十一日 警視總監 三島通庸  
（本年七月廿一日官報發外）

### 雜報

○大坂通信（七月十六日發）大坂商船會社は近日日本  
上半年の利益金配當を行ふよまざるが同半期間の反對  
汽船の増加せしと殊に本年は中央政府にて同社の汽船  
を不認試驗するに付き春來汽船九十艘の内數艘修繕  
を加へざるが爲め大坂の費用と要し且虎列刺病流行の  
爲め關西地方より大坂へ來る乗客荷物等の非常に減少  
せし爲先杯にて此半期間の收入金は實に僅少にして  
目下の豫算にては利益金七萬三千四百九圓五錢三厘此  
内三萬圓を積立金に差加へ株主への配當金は一株に付  
凡一圓二十錢の割合位かと云ふ○本府内少書記  
官は一昨十一日を以て上京せしが今回御用は虎列刺  
病流行不付莫大の費用を要し既に府會迄も聞き大々地  
方税より費用を徴収する事と議定し且府會の決議に依  
り右費用の内幾分中央政府に懇願して國庫金の補助  
を仰ぐ事及び同病流行以來今日に至る迄諸興行は總て  
停止せしめて以て多くの遊藝社會は日々餓餓と迫るの  
有様につき昨今頻りに興行元より開停の義を懇願且何  
從來の寄席等を改良して空氣の流通を能くし席の廣狭  
に依りて來客に制限を立て席内に於ては一切飲食物等  
の販賣を許さず充分に預防の方法を立て興行せん事  
を敷勵するは尤も次第と云ひ且流行病の間に新興行  
向は一切禁止せざるは彼の耶蘇の説教の如きは今日まで  
依然多數を集むるものと一方は干渉しあが一方は放  
任するに委ありては甚だ不公平の處置なれば右等を折  
酌して諸興行物と許可せる事等お付實地の景狀を稟議  
する爲めありとのとなり尤も今回稟議の件は大抵中央  
政府にて許可するならんと云へり斯の如く當府應に  
ては種々盡力するとも知らず本日府下寄席營業者五  
百餘名は目下多くの藝人共が糊口に迫るを以て一時も  
早やく解停の命あらん事を府知事に嘆願しと云ふ  
○ロバート氏の書翰 清國總稅務司ロバートハ  
ト氏はこの程伊太利セノア府在留の地租總領事ハ  
ルスタルザー氏に書と寄せて英國及獨逸の新聞紙が  
支那政府は鐵道を敷設するの意なりと記載したるは殊  
方もなき事なる旨と辨解し當分の處にて支那お於て  
鐵道など申す如き事業と起すべき望みなしと申置きたる  
よし

○安南東京の近況 安南國王は數令と發せ軍備擴張を  
輸入するものと禁たり但し安南に居住する佛商商人  
は其筋の許可を受けるに於ては輸入するを得る由又人民  
の所有物にして國王又は總督よ於て公共の爲め費用の  
ものと見做す時は相當の代價にて買上ることあるべし  
との布告となしたり○河内佛字新聞は安南政府  
は河内及び海防に於て種々土木を興辦し海防府にて  
は二十萬フランを費して土木工事を起し總合なるが右  
工事は波止場の築造、官衙の建築、市街の修繕等なり又  
河内府にては政府はコイ江に沿たる地版を買上らる  
がよきは官邸を建築する爲めありと云へり○佛國の東  
京支那邊境審定委員は既に港灣（東京支那の境界）に到  
着せられたれば  
んが老翁の  
て發達盛昌  
内佛字新聞  
A nooses  
man, are B  
小犬と角の  
He who said  
一寸の處  
引受けたる  
る爲めは  
れとなり  
○今日の縁  
稻荷、赤坂  
岸島、本所  
八官町清正  
○北海道の  
意せらるる  
角思はしく  
又同道の間  
蘭小樽等の  
あき地は如  
の邊をへり  
○廻米問屋  
の事なり東  
改先走正  
に左の如  
が一般さ  
一斗八升の  
り即ち東京  
卒立の  
○横濱築港  
おれば百  
一切船舶  
如く船舶  
に本港の  
○朝鮮にて  
の分は無  
之れを輸  
發しては  
○勸定  
しいけれ  
辭する者  
の問も禮  
建武士の  
○勸賞  
因る事と  
差違はる  
下の者よ  
人の首領  
具ふる勸  
に因る事

F U J I H : C R O S A F E T Y A N